

一般職の職員の災害応急作業等手当支給規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 0 号

一般職の職員の災害応急作業等手当支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年函館市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 5 条の規定に基づき、災害応急作業等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 1 5 条第 1 項第 1 号の応急作業その他の作業)

第 2 条 条例第 1 5 条第 1 項第 1 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 避難所の運営

(2) 罹災証明に係る家屋調査

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、応急作業その他の作業として市長が別に定めるもの

(条例第 1 5 条第 1 項第 2 号の作業に該当しない作業)

第 3 条 条例第 1 5 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、本市に隣接する地方公共団体の区域で行う作業であって市長が別に定めるものとする。

(災害応急作業等実績簿)

第 4 条 任命権者は、市長が別に定める災害応急作業等実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。